平成２８年（フ）第４１７号
千葉県船橋市前原東２丁目１番14号　奥村荘103号
債務者　和佐　陽子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４６１号
千葉市中央区星久喜町942番地５　ハイツ佐野Ⅰ―101号
債務者　今崎　奈々
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１３号
相模原市緑区寸沢嵐1014番地５　グリーンハイツ201号
債務者　松橋　厚志
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９６号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字新池３番地５、前住所大阪府八尾市跡部本町３丁目４番20号
債務者　泉　　雅章
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５１７号
京都市伏見区桃山町遠山68番地１　ベル・ドール501、前住所兵庫県明石市大久保町谷八木211番地の28
債務者　福島　恭子（旧姓木村・木野戸）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５１９号
京都府木津川市木津町宮ノ内28番地１
債務者　判藤　拓也
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５２１号
京都市山科区厨子奥若林町63番地５
債務者　宮階　葉月
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８０号
京都市西京区樫原石畑町13番地　フラットオークス２―Ｂ号室、前住所京都市西京区川島玉頭町２番地11　メゾン・ド・パプリカ509号室
債務者　中西　広茂
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
京都府京丹後市弥栄町和田野861番地、前住所京都府京丹後市網野町木津31番地
債務者　田中　仁美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２１８号
堺市東区日置荘北町３丁16番46―201号
債務者　清水　啓司
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
大阪府羽曳野市島泉５丁目20番８号
債務者　椎屋　照代
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
堺市堺区中安井町１丁４番１―612号、前住所堺市堺区向陵中町６丁７番27号　シュライクⅡ―307号
債務者　中村　俊宣
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３４号
堺市西区鳳西町３丁648番地１　エクシード鳳203号、前住所堺市西区鳳東町６丁664番地３　大仲ハイツ102号
債務者　藤原ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４２号
堺市北区新金岡町２丁２番２―210号
債務者　長澤由理子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４６６号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目２番26号　ロイヤル正覚寺103
債務者　溝根　英樹
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３５号
大阪市中央区瓦屋町２丁目16番９―1304号、前住所堺市堺区南花田口町１丁１番９号　シティーコート堺東401号
債務者　大戸　忠司
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部